

# 北海道後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療に関する条例(案)骨子

### 第1章 総則

#### 1 広域連合が行う後期高齢者医療

北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める旨規定します。

### 第2章 後期高齢者医療給付

#### 2 葬祭費

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、3万円の支給を行う旨規定します。

### 第3章 保健事業

#### 3 保健事業

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査を行う旨規定します。

※ 健康診査の円滑な実施を図るため、市町村に業務を委託し、利用者からは、健診単価の1割相当分を求めます。

### 第4章 保険料

#### 4 賦課額

各年度(平成20、21年度)における広域連合が、被保険者に対して課する保険料の賦課額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする旨規定します。

#### 5 所得割額

所得割額は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」)に(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除した率(所得割額)を乗じて得た額とします。

ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、賦課額、所得割額及び被保険者均等割額の規定に基づき当該被保険者に

係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正する旨規定します。

- (1) 所得割総額
- (2) 被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき施行規則の規定により算定した特定期間における各年度(平成 20、21 年度)の基礎控除後の総所得金額等の合算額の見込額

## 6 被保険者均等割額

被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を施行規則の規定により算定した特定期間における各年度(平成 20、21 年度)の被保険者の見込数の合計数で除して得た額とする旨規定します。

## 7 所得割率及び被保険者均等割額の適用

所得割率及び被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする旨規定します。

※ 「医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例」に該当する市町村は、第 6 章の附則で規定します。

## 8 所得割率

平成 20 年度及び平成 21 年度の所得割率は、9.63%とします。

## 9 均等割額

平成 20 年度及び平成 21 年度の被保険者均等割額は、43,143 円とします。

※ 保険料率(被保険者均等割額、所得割率)については、別紙 1 参照

## 10 賦課限度額

賦課限度額は、50 万円とします。

## 11 賦課期日

保険料の賦課期日は、4 月 1 日とします。

## 12 賦課総額

- (1) 賦課総額

保険料の賦課総額は、特定期間における各年度(平成 20、21 年度)の費用の額の合計額の見込額から収入の見込額を控除して得た額を予定保険料収

納率で除して得た額とする旨規定します。

(2) 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、特定期間における各年度(平成 20、21 年度)に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として、施行規則の規定により算定される率とする旨規定します。

(3) 賦課総額は、所得割総額と被保険者均等割総額との合算額とし、所得割総額は被保険者均等割総額に施行規則の規定により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする旨規定します。

※ 賦課総額については、別紙 2 参照

**13 賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合**

(1) 賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う旨規定します。

(2) 賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う旨規定します。

**14 所得の少ない者に係る保険料の減額**

各年度(平成 20、21 年度)における広域連合が被保険者に対して課する保険料の額は、当該保険料の納付義務者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める額を減額する旨規定します。

総所得金額等が下記金額以下の世帯	軽減割合
(1) 33 万円	7 割
(2) 33 万円+24.5 万円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く。)	5 割
(3) 33 万円+35 万円×当該世帯に属する被保険者数	2 割

※ 総所得金額等とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減の判定については、65 歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに 15 万円を差し引いた額で判定します。

**15 被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額**

(1) 被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の額は、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額を減

額した額とします。

- (2) (1)により減額する額は、当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とします。

※ 上記内容の変更につきましては、第6章の附則で規定します。

## 16 保険料額の通知

保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする旨規定します。

## 17 徴収猶予

広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいいます。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる旨規定します。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
  - (5) その他広域連合長が別にさだめること。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない旨規定します。

## 18 保険料の減免

広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する旨規定します。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他、広域連合長が別に定めること。

※ (5)に基づいて収監減免(刑事施設や労役場などに拘禁された場合、その期間中、本広域連合からの医療給付が行われない期間について減免するものです。)と生活保護減免(被保険者が生活保護となった場合、保険料が未納になっていた額を減免するものです。)を規則で規定します。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない旨規定します。

## 19 保険料に関する申告

被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない旨規定します。

## 20 保険料の納付

保険料は、被保険者に対して賦課した保険料額を、当該被保険者が住所を有する市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付する旨規定します。

## **21 市町村が徴収すべき保険料の額**

- (1) 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う旨規定します。
- (2) 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う旨規定します。

## **22 延滞金の納付**

保険料を納期限までに納付しない場合における延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付する旨規定します。

## **第5章 雑則**

### **23 委任**

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める旨規定します。

## **第6章 罰則**

### **24 罰則**

- (1) 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料を科する旨規定します。
- (2) 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料を科する旨規定します。
- (3) 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する旨規定します。
- (4) 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する旨規定します。
- (5) 過料の額は、情状により広域連合長が定める旨規定します。
- (6) 過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、

その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする旨規定します。

## 附則

### 1 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行する旨規定します。

### 2 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例

当分の間、所得の少ない者に係る保険料の減額を判定する際には、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除額を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減の判定については、65 歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに 15 万円を差し引いた額で判定する旨規定します。

### 3 法附則 14 条第 1 項の市町村に係る保険料の賦課の特例

「医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例」の市町村を附則別表に定め、6 年の期間、暫定的に保険料率を軽減する旨規定します。

※ 「医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例」については、別紙 3 参照

### 4 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例

平成 20 年度において、被用者保険の被扶養者の保険料負担については、平成 20 年 4 月から 9 月の 6 か月間は保険料を支払うことを要しないこととし、10 月から平成 21 年 3 月までの 6 か月間は、9 割軽減とする旨規定します。